

戦前の立教大学における女子入学構想

大島 宏

はじめに

旧制大学への入学資格は、大学令によって、大学予科や高等学校の卒業者、文部大臣の認めた者に与えられた（大学令第九条）。このうち大学予科や高等学校は男子にのみ開かれた学校であり、また文部大臣の認めた者も原則として男子に限られていた。

しかしながら、戦前においても、一九一三年に東北帝國大学理科大学で認められたのを嚆矢として、いくつかの大学で女子の学部入学が認められている。これは傍系的な措置であったが、学則で学校を指定し、文部大臣の認可を経ることによって、指定学校を卒業した女子を入学させることが可能だったのである。また、学部学生と

してではなく、聴講生や選科生として女子に授業の聴講を認めていた大学も存在していた。つまり、女子の入学は大学の判断によって可能だったのである。

一九四五年以前の立教大学についてみると、『文部省年報』では女子学生・生徒の存在は確認できない。また、当時の学則等にも女子の入学を認める規程は存在しない。さらに、立教学院の沿革史においても、この点に関する記述は全くなされていない^④。つまり、戦前期の立教大学には女子学生・生徒は存在しなかったのである。しかし、ここで注意しなければならないのは、統計的資料は女子学生・生徒が存在しなかったことを、学則は女子に関する入学規定を定めていなかったことを示しているにすぎないということである。いいかえれば、これ

らには結果のみが示されているのであって、女子学生をめぐる議論や学内の動向は表現されていないのである。実は、いくつかの資料から、戦前の立教大学においても女子の入学を認めようとする動きが存在したことが確認できる。ところが、実際には戦後をまたなければならなかったのである。

本稿は、この点をふまえ、女子入学構想をめぐる学内の動向を紹介するとともに、女子の入学を認めた他の大学との比較や女子入学が発議される背景、学内の状況、女子の大学に対するニーズなどの視点から、戦前の立教大学における女子入学構想の特徴を検討しようとするものである。

一 戦前の私立大学における女子入学の動向

戦前における大学への女子入学をめぐる全国的な動向をみると、一九四四年までに東北帝国大学、九州帝国大学、北海道帝国大学、大阪帝国大学、名古屋帝国大学、東京工業大学、東京文理科大、広島文理科大、早稲田大学、明治大学、法政大学、同志社大学、龍谷大学、関西学院大学の一四大学で女子の学部入学者がいたことが確認できる⁽²⁾。また、選科生・聴講生として在籍する女子もあった。学部入学を認めた大学以外にも、京都帝国大学（選科生）、東京帝国大学（聴講生）、日本大学（選科

生）、新潟医科大学（専攻生）、大阪医科大学（専攻生）、千葉医科大学（専攻生）、名古屋医科大学（専攻生）、長崎医科大学（専攻生）、慶応義塾大学（聴講生）、金沢医科大学（専攻生）で女子の在籍が確認できる⁽³⁾。

私立大学のなかで、もっとも早い一九二二年に女子の学部入学を認めた同志社大学の場合⁽⁴⁾は、一九一一年の理事会において、大学の設立とともに同志社女学校の拡張による女子大学の設立を決議し、設立準備委員会が設置されている。女子大学の設立は実現されなかったが、一九二一年には選科生として、一九二二年には学部学生として女子の受け入れを開始している。学部入学資格の付与にあたっては、学則中の学部入学資格に「同志社女学校専門部英文科卒業生」が加えられており、同志社大学における女子学生の受け入れは、はじめは系列女子専門学校卒業生の取容を意図したものであったといえる。一九三一年に女子の入学を認めた明治大学⁽⁵⁾も、同志社大学と同じように女子専門部を有しており、当初はその卒業生の入学を意図したものであった（同志社大学と明治大学はともに、その後受け入れ指定校を拡大している）。

龍谷大学の場合⁽⁶⁾も、同志社大学と同様に、一九一九年頃から大学令による大学への移行とともに「女子大学」の創設が目指されている。女子の学部入学許可は一九二

八年のことであったが、これは「女子大学」構想との関係で認められたと考えられる。

東洋大学⁽⁷⁾は、一九一六年に男子の専門学校のなかではじめて女子の入学を認めており、一九二五年前後には「大学内に女子専門学校か女子大学と同等な形式の女子部を独立させようとする運動」が展開されている。大学令による大学移行（一九二八年）後も、はじめは聴講生・選科生としての入学を認めていたが、このような動きが結実し、一九三三年に学部学生としての入学を認めている。

早稲田大学⁽⁸⁾は、大学令による大学への移行と同時に女子の学部入学を許可する方針を採っていた。しかし、それがかなわず、まず聴講生として許可し、一九三九年になって学部学生として入学を許可している。

このように私立大学においては、女子の学部入学を許可するにあたって、系列の女子専門学校を有していたり、専門学校時代に女子の入学を許可していたり、大学令による大学移行時に女子の学部入学を構想しているなどの前提条件があったことが指摘できる。

二 立教大学における女子入学をめぐる議論の経過

(一) 文学部教授会における発議

立教大学における女子入学をめぐる動きは、一九四一年十月一日に開催された第四回文学部教授会における菅田吉教授の発言が端緒であった。この時の菅の発議に対しては、飯田堯一教授から賛意が示された。ただし、正式な議題として提出されたものではなかったため、次回教授会において議題として取り上げられることとなった。文学部の教授会記録には、次のように記されている。

菅教授より来年度より女子聴講生を許可しては如何との問題提出さる、飯田教授聴講生制度を設くるに賛成され、次回教授会に於て、学長に提出を提議され、一同賛同す。⁽⁹⁾

第五回文学部教授会（一九四一年十一月五日）では、菅教授や飯田教授のほか牛島義友教授からも「女子聴講生制度」への賛意が示された。しかし、この二回の教授会には学長が出席していなかったため、「女子聴講生制度」については学部長から学長に進言されることとなった。

前教授会ニテトリアゲラレタル女子聴講生制度ノ件ニ関シ飯田教授ヨリ実現ヲ望ム希望アリ、菅、牛島教授コレニ賛成、前項ト同ジク学長ニ進言スルコト、ナレリ。⁽¹⁰⁾

このように文学部教授会で賛意を得た「女子聴講生制度」の創設は、遠山郁三学長には文学部長からの書面をもつて、十一月七日に次のように伝えられた。

今朝手紙にて文学部長より左の通報ありたり
学長の考慮を希望すとて

(一)文学部に本科生として女子を入学せしむること

(東洋大学、明治大学、同志社大学其他の例による)
楚れが急に実行し得ざる場合は聴講生として女子の入学を許すこと⁽¹¹⁾

文学部教授会では「聴講生」であったが、この段階では「本科生」に変化しているのは興味深い。

(二) 学部入学への動きと選科生としての入学許可

学長に伝えられた「女子聴講生制度」創設の要望は、十一月十一日の部長会で取り上げられた。部長会での議論は次の通りである。

女子入学の件は差当聴講生となし、其適否を見たる上本科へ入学せしむるを可とす／右は尚次回部長会まで考慮の上にて決定する事とせり／高等教員の資格を希望し又は徴用令等との関係から専門学校卒業生中に入学希望者あるべしとする人と其人数余り少なからずやと案する人あり⁽¹²⁾

さらに、十一月十八日の部長会でも取り上げられ、ここでは「一、女子入学制に就ては文部省の意向を確めたる上にて決定すること、せり」⁽¹³⁾、「女子を本科生として収容する事は文部省の意向を聴したる後に定むる事、又正科へ入れ得るや否やを其際交渉内意を採る事」⁽¹⁴⁾と、文部省の意向を確認したうえで決定することとされた。これらの記録からは、女子の受け入れについては否定的ではないものの、慎重である様子がうかがえる。

この決定を受けて、大学は手続き等について文部省に電話にて確認している。その結果は、十二月十二日に矢沢(賢一)氏より学長に伝えられた。それは、「男女共学の件は電話にて文部省と話合へるに選科生(一覽No.33)は認可を要せず、正科には認可を要す」⁽¹⁵⁾という内容であった。

文部省の回答をうけて、一九四二年一月十四日に開催された第六回文学部教授会では、小林文学部長より「女子ノ聴講生モ許サル」と報告され、一九四二年度から文学部の「選科生」として女子の入学が認められることとなった⁽¹⁶⁾。一九四二年二月一日の『立教大学新聞』は、これを「女子選科 入学許可 文学部」として、次のように報じている。

昭和十七年度の新学期を間近に控へた文学部では実社会の期待に副ふべくその努力の第一歩として新学期よ

り女子の選科入学聴講を許可する事に決定した／文学部では以前女子の聴講を許可し数人の聴講を見たが此等の人は第二世で母国の語学を学ばんとして本学に来たのであった／その後今学期まで中絶して居たが文学部では新たな学則の下に新学期より試験選考の上聴講を許可する方針に決定を見た〔中略〕選科入学願書の受付開始が二月十六日より受付ける為志望者の如何は不明であるが最近女子の学術的分野に於ける躍進が目覚ましい折から注目されるべきものがあらう〔後略〕¹⁷⁾ なお、記事には、それまでも文学部では外国人女子の聴講を認めていたことがあったとされているが、詳細は不明である。

(三) 学部入学構想の頓挫

一九四一年十一月、「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件」(文部省令八十一号)が公布され、一九四二年度においても一九四一年度に引き続き年限短縮が実施されることとなった。これによって卒業期が九月、入学期十月に変更されることとなった。そのため、女子の学部入学を一九四二年十月から認めるには、早急に学則改正に着手する必要があるはずである。しかし、女子の「選科生」が認められた二月以降、一〇ヶ月ほど女子入学をめぐる動きは確認で

きない。

ところが、一九四二年十二月になると、再び女子入学をめぐる動きが見られるようになる。

十二月十六日の「遠山日誌」には、十二月十五日の学部教務日誌の記録として、次のような記録がある。

十二月三日付当課よりの問合(書面)に対し文部省専門教育局より電話にて左記回答あり／女子聴講生を許す場合は学則に規定し文部大臣の認可を得るを要す(認可申請の場合は一応本省と打合せの上にて出願するやうにと)¹⁸⁾

この時、文部省は立教大学における女子の学部入学に内諾を与えていたと考えられる。一九四四年六月二十六日の慶應義塾大学文学部教授会記録によれば、慶應義塾大学の女子の入学に関する打診に対し、文部省は新規に男女共学は許さないとしつつ、明治大学と立教大学については「既得権」としているのである¹⁹⁾。

これをうけて、十二月二十三日の第二〇回文学部教授会では、「女子聴講生ノ件ニ関シテハ学則ヲ改正シ当局ニ申請スルコトトセリ」²⁰⁾と、女子に対する学部入学資格の付与を文部省に申請することが報告されている。なお、これらには「聴講生」とあるが、当初から「聴講生」には学部入学が含意されていたこと、また先述のように一九四一年十二月の問い合わせに対し文部省が「選科生」

には「認可を要せず」と回答していたこと、さらにこれをうけて一九四二年度から女子選科生の受入を認めていることから、この「聴講生」とは学部入学を意味していると考えられる。

ところが、一九四二年末から四三年はじめの時期、立教大学では計画中であつた医学部設置問題が頓挫し、このこともあつて遠山氏は学長を辞任する。後任として学長事務取扱に就任した三辺金蔵教授は、遠山学長が兼務していた文学部長の後任に、井出義行氏を就任させた。この首脳人の異動以後、文学部教授会は開催されなくなる。このことについて、文学部教授会記録には次のように記されている。

付記

コレ〔第二十一回教授会（一九四三年一月二十三日）〕
ヲ以テ文学部教授会議事録ハ了ル。コノ後、三辺金蔵
学長、須ノ内品吉学監（学監ノ職ハ未ダ嘗テナキ制ナ
リシモ、学長補佐ノ為ト称シテコノトキ始メテオカレ
タリ）井出義行文学部長就任ノ人事行ハル。／井出文
学部長ハ教授会ヲ召集セズ

三辺学長事務取扱時代の日誌には女子入学に関する記述は全くみられなくなるが、このような首脳陣の変化が、女子入学を頓挫させる要因のひとつであつたと考えられる。

以後、一九四三年末から四四年はじめの時期に文学部は閉鎖にいたる。遠山学長の辞任から文学部閉鎖にいたるまでの間には、女子の学部入学を認めるための学則変更もなされることはなかつた。その結果、立教大学における女子の学部入学の許可は一九四六年までまたなければならなかつた。

三 女子入学の発議をめぐって

(一) 菅岡吉と女子への門戸開放

戦前において女子の学部入学を認めた私立大学には、先にみたように、系列の女子専門学校が存在していたものや大学首脳陣が女子の入学に積極的であつたものが多い。これに対して、立教大学の場合は、教授会における一教授の発言が端緒となつている点特徴的である。そこで、女子入学を發議する背景を確認するため、菅の立場を把握しておきたい。

菅は、一九一九に年京都帝国大学文学部哲学科を卒業後米國に留学し、一九二二年にハーバード大学神学科を卒業した。立教大学への着任は翌三三年のことである。女子入学を發議した一九四一年当時は、文学部哲学科長であり、哲学や宗教哲学の授業を担当していた。その一方で、一九三八年から立教高等女学校を經營する立教女

学院の理事を務めている（五一年まで）²¹⁾。また、一九二七年には妻・支那と結婚している。支那は日本女子大学第四代校長・井上秀の長女であり、二八年には日本女子大学の教授に就任している²²⁾。

高等女学校卒業者ならば、同志社大学や早稲田大学の例にみられるように、聴講生の資格を付与することが可能であった。そのため、立教大学でも「選科生」としてならば、立教高等女学校卒業生が入学できる可能性がある²³⁾。また、

ただし、後述するように、「女子聴講生制度」は、「選科生」としてではなく、学部入学を意図していたようである。当時の立教高等女学校には、高等科や専攻科といった上級課程は設置されていない。そのため、同志社大学や明治大学のように関連女子学校の生徒を学部に入れられるという意図はなかったものと思われる。

これらのことから、妻・支那との関係や立教女学院の理事をつとめるなかで女子教育に対する認識が深められ、それが女子の入学を求める発言へとつながったととらえるべきであろう。

(二) 門戸開放の形式をめぐる

一九四一年における立教大学（学部）学生の身分には、学部学生のほかに「選科生」があった。

ちなみに、立教大学の「選科生」に関する規定は学則の第七章（第七十三条～第七十七条）に次のように定められていた²⁴⁾。

第七十三条

各学部ニ於テ所定ノ学科目中其ノ一科目又ハ数科目ノ選修ヲ出願スル者アルトキハ設備ニ余裕アル場合ニ限り選科生トシテ聴講ヲ許スコトアルベシ

第七十四条

選科生ハ外国語ヲ解シ志望学科ヲ学修シ得ルニ足ル学力アリト認めラレタル者ニ限ル

第七十五条

選科生ノ許可ヲ得タル者ハ正規学生同様ノ手續キヲナスベシ

第七十六条

選科生ハ正科生ト同額ノ授業料ヲ納ベシ

第七十七条

選科生ハ正科生ト同ジク一般ノ規則ヲ遵守スベキモノトス

さて、先にみた、第四回および第五回文学部教授会の記録には「女子聴講生制度」とある。しかしながら、文学部長から学長へなされた十一月七日の報告によれば、それは「本科生」となっている。「聴講生」とは大学の許可を受けたうえで、いくつかの科目を受講することができる学生をさすのが一般的であると思われる。立教大学でこれにあたるものは「選科生」であった。これに対して「本科生」は、十一月七日の記録に東洋大学や明治

大学、同志社大学の例が挙げられていることから、学部学生のことを指していると考えられる。つまり、当初は文学部教授会では「選科生」としての入学を認めるか否かという議論であったにもかかわらず、学長に報告される段階で、「選科生」から学部学生としての入学に変化していると読むこともできる。

しかしながら、学長への報告は書面でなされており、記録にもその旨記載されている。また、遠山学長の日誌には文部省からの通達類に関する内容も文書にもとづいて詳細に記されていることから、文学部長からの書面による報告は、まず第一に学部学生として入学を認めることを求めており、それが「急に実行し得ざる場合」の次善の策として「選科生」として女子の入学を認めるよう記されていたと考えられる。つまり、文学部教授会では、当初から学部学生として女子を入学させるつもりで議論されていたと考えられるのである。

なお、女子の選科生（聴講生）をまず認め、その後学部入学を認めるという方法は、同志社大学や早稲田大学、東洋大学などの事例にもみることができる。

四 学内の状況と門戸開放論の受容

(一) 学生数等をめぐって

ところで、大学における女子入学許可の動向をみると、昭和一代に女子の受け入れを認めた大学が多い。また、女子専門学校による女子大学設立の動きや女子教育関係者による組織的な大学教育開放要求の運動は、一九二〇年代が全盛期であった²⁴⁾。ところが、立教大学における女子入学の発議と検討がなされたのは、一九四一年のことである。全国的な動向と立教大学の動きには一〇年以上の差がみられ、女子に対する大学開放に関する全国的な動向との関連は考えにくい。

このような状況は、一教授から発議された門戸開放論を後押しするだけの力にはならなかったはずである。にもかかわらず、部長会の議題として取り上げられ、合意を得るためには、学内の状況に対して何らかのメリットが必要であったと考えられる。

また、当時における大学の女子学生受け入れ状況をみると、もちろん文学部への入学者が最も多かったが、女子の入学先の四割以上は法学部、政治経済学部、商学部等の社会科学系学部であった²⁵⁾。この点を考慮すれば、女子の大学教育へのニーズは、全体としては少ないながらも、相対的には、文学部だけでなく、経済学部にもあったと考えられる。にもかかわらず、文学部のみが女子

表一 学部定員・学生数（一九三二～四一年）

年度	学部	定員	学生数	充足率
三三年度	経文	二四〇	一五二	六三・三%
三三年度	経文	三六〇	四九〇	一三六・一%
三三年度	経文	二四〇	一五一	六二・九%
三三年度	経文	三六〇	五一〇	一四一・七%
三四年度	経文	二四〇	一一八	四九・二%
三四年度	経文	三六〇	五〇六	一四〇・二%
三五年度	経文	二四〇	一一八	四九・二%
三五年度	経文	三六〇	五四五	一五一・四%
三六年度	経文	二四〇	一〇五	四三・八%
三六年度	経文	三六〇	五七二	一五八・九%
三七年度	経文	二四〇	九一	三七・九%
三七年度	経文	三六〇	六〇九	一六九・二%
三八年度	経文	二四〇	一〇〇	四一・七%
三八年度	経文	三六〇	六四〇	一七七・八%
三九年度	経文	二四〇	九六	四〇・〇%
三九年度	経文	四八〇	七一〇	一四七・九%
四〇年度	経文	二四〇	八四	三五・〇%
四〇年度	経文	四八〇	七九一	一六四・八%
四一年度	経文	二四〇	四六	一九・二%
四一年度	経文	四八〇	六一五	一二八・一%

各年度「文部省年報」および「立教大学々部学生定員並学生数調査（庶務課）」（「遠山日誌」所収）より作成。

を受け入れるとしているのは、学外のニーズよりも、学内の情勢を反映したからではないだろうか。

表一として、一九三二年度から一九四一年度までの一〇年間の学部定員・学生数・定員充足率を掲げた。これによれば、経済学部には常に定員を超える学生が在籍していたことがわかる。これに対して、文学部は常に定員を満たしていない。しかも一九三三年度には定員充足率は五〇%を割り、三六年度以降は四〇%前後で推移する。女子入学が文学部教授会で発議された一九四一年度の定員充足率は一九・二%であり、過去一〇年間で最低の数字を示している。

表二は、学部入学志願者と入学者数を示している。これによれば、経済学部の志願者・入学者とともに増加傾向にあり、そのため一九三九年には定員が増加されている。これに対して、文学部の場合は定員に変化はなく、志願者・入学者ともに減少傾向にあることがわかる。また、学年定員に占める入学者の割合も、一九三二年度の七六・三%を別として、三三年からは五〇%台になり、三七年以降は三八年をのぞき、三〇%台まで落ち込んでいる。

戦前において大学への女子の入学は、基本的に係系入学であった。そのため、他の大学の事例をみると、女子については欠員のある場合にのみ入学を許可すると規定

表二 学部志願者数・入学者数（一九三二～四一年）

年度	学部	一学年の定員	志願者	入学者	学年定員に占める入学者の割合
三三年度	経文	一一〇	一八三	六一	七六・三%
三三年度	経文	一一〇	四五	四〇	五〇・〇%
三三年度	経文	一一〇	一八二	一六七	一三九・二%
三三年度	経文	一一〇	四九	四〇	五〇・〇%
三三年度	経文	一一〇	二二二	二一九	一八二・五%
三三年度	経文	一一〇	四七	四二	五二・五%
三三年度	経文	一一〇	二二〇	二一六	一八〇・〇%
三三年度	経文	一一〇	四七	四五	五六・三%
三三年度	経文	一一〇	二〇六	二〇二	一六八・三%
三三年度	経文	一一〇	二二	二九	三六・三%
三三年度	経文	一一〇	二一四	二〇九	一七四・二%
三三年度	経文	一一〇	七三	三九	四八・八%
三三年度	経文	一一〇	四八	四三	二〇二・五%
三三年度	経文	一一〇	三九	三〇	三七・五%
三三年度	経文	一一〇	三三	二七	一六八・八%
三三年度	経文	一一〇	三三	二七	一八・八%
三三年度	経文	一一〇	四〇	二九	一八三・八%
三三年度	経文	一一〇	三〇	二五	三一・三%
三三年度	経文	一一〇	三三	二五	二〇三・一%

各年度『文部省年報』より作成。学年定員は学部定員を三で除いた数字。

されていることが多い。仮に、立教大学が女子の学部入学を認める場合にも、このように規定をせざるを得なかつたはずである。その場合、経済学部は女子の入学を認めたととしても、常に定員を超過していたのであるから、実際に女子が入学する可能性はほとんどなかつたと考えられる。これに対して、文学部の学生数は常に定員を下回っており、女子の入学する余裕があつたということになる。このことから、女子の入学が文学部においてのみ検討されたのには、定員を充足していなかつたことが大きく関係しているのである。

また、女子入学が発議された一九四一年は、文学部の定員充足率は二〇%を割り込むという状況にあつた。このような文学部の定員割れの状況は、学内でも問題視され、文学部教授会や部長会などの議題として取り上げられている。たとえば、「女子聴講生制度」が議題となつた第五回文学部教授会（一九四二年十一月五日）では、小林学部長より、一九四二年度に文学部の定員に関して文部省による調査が実施されること報告され、他校よりの編入を認めることや転科を認めないこと等の意見が出されているように、定員充足率の低さに対する危機感が現れている。その結果、予科文科から経済学部への進学が制限されることになる。

このような状況のなかで、女子入学が文学部の定員充

足率の低さへの対応の一環として受け止められる余地は十分にあった。

(二) 修業年限短縮をめぐる

学生数が少ないということは、大学財政にも影響を与えることになる。一九四一年という年は、文学部の定員充足率が極めて低かったことに加え、授業料収入の減少をもたらす文部省の施策が実施された年でもあった。

女子入学が文学部教授会で発議される直前の一九四一年十月、「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」(勅令第九二四号)と「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度臨時短縮ニ関スル件」(文部省令第七九号)が公布された。これにともない、一九四一年度の修業年限は三ヶ月短縮され、卒業期は一九四二年三月から一九四一年十二月となった。そのため、授業料の取扱については、「在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ伴フ授業料ノ取扱ニ関スル件」(一九四一年十一月十七日発專二二二号)によって、一九四一年度については、徴収すべき授業料は学則に定める授業料の十二分の九を原則とすることとされた(ただし、増額することも可能であった)。

ところで、年限短縮の根拠法令である「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」は「当分

ノ内六ヶ月以内」の年限を短縮することができると定められている(第一条)。年限短縮は、一九四一年度だけである。実際、一九四一年の年限短縮が公布された一ヶ月後には、「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件」が発せられ、一九四二年度においては修業年限を六ヶ月短縮することが決定していた。そのため、授業料収入の減少は、一九四一年度以降も継続されることとなっていたのである⁸⁸⁾。

この年限短縮に伴う授業料収入の減少は、学内でも対応すべき課題として認識されている。一九四一年十二月十六日に開催された法人理事会では、遠山学長から次のような報告がなされている。

学校新体制ニ依リ学期短縮ニ伴ヒ月謝収入減少ニ依リ
明年度予算編成上困難ヲ覚工目下種々苦心申上ル旨等
報告アリ⁸⁹⁾

このような状況にあつて、女子の入学を許可し、学生数を増加させることは、授業料収入の増加に直結することであった。つまり、女子学生の入学許可には授業料収入の減少を補完する機能が期待されたとも考えられるのである⁹⁰⁾。

五 女子の大学教育に対するニーズ

(一) 「選科生」へのニーズ

先にみたように、立教大学では一九四二年四月から女子「選科生」の受け入れを認めた。

学則によれば、「選科生」は余裕のある場合に限って各学部の学科目を受講することができたが、学費は学部学生と同額を納めなければならなかった。その意味で、対費用効果は低い。そのような立場であるにもかかわらず、「選科生」となる者はいたのであるうか。

「遠山日誌」（一九四二年四月九日）には、「高松教授より」として、次のような記述がある。

神学院の女子聴講生三人が本学の聴講を希望しあり許さるべきや 授業料は如何（答）聴講させ得べきも授業料は軽減又は免除し得すと考ふ、一応部長会に計るべし²⁹⁾

聖公会神学院は、男子のみの専門学校であったが、昭和八年より女子の聴講を認めている³⁰⁾。このことから、神学院の女子選科生（聴講生）から聴講希望があった可能性は否定できない。

しかし、『文部省年報』によれば、一九三八年度までは「選科生」の存在が確認できるものの、それ以降の立

教大学の欄には「選科」の記録が存在しない。このことから、女子「選科生」は存在しなかったと考えられる。

(二) 学部入学へのニーズ

一九四一年十一月十一日の部長会で「高等教員の資格を希望し又は徴用令等との関係から専門学校卒業生中に入学希望者あるべしとする人と其人数余り少なからずやと案する人あり」³¹⁾との議論があった。そこで、この観点から学部入学に対する女子のニーズについて検討したい。

まず、教員資格との関係でいえば、立教大学文学部卒業者には「英語」（英文学科）、「修身」（哲学科）、「歴史」（史学科）の中等教員（師範学校・中学校・高等女学校）無試験検定と「英語」（英文学科）、「哲学概説」、「心理及倫理」（哲学科）、「日本史東洋史」、「西洋史」（史学科）の高等学校高等科教員無試験検定の特典が与えられていた。これらのうち、現実問題となるのは中等教員の資格であろう。

ただし、中等教員無試験検定は、大学ばかりでなく専門学校にも認められていた。女子専門学校のいわゆる許可学校における無試験検定学科目は、多くの場合「家事」や「裁縫」となっている³²⁾。立教大学に認められていた「英語」についてみてみれば、当時において東京近辺に

あった女子専門学校では、津田英学塾、日本女子大学校、実践女子専門学校、聖心女子学院高等専門学校、東京女子大学、日本女子高等学院に無試験検定が許可されている。また、聖心女子学院高等専門学校には「日本史東洋史」も許可されている。つまり、中等教員資格を得るために大学に入学する必要は、必ずしもなかったのである。次に、「微用令等」と女子の関係についてみてみよう。

国家総動員法・国民徴用令との関連で、一九三九年には国民職業能力申告令が定められた(勅令第五号)。この勅令は一九四一年十月に改正され(勅令第九二二号)、職業能力に関する事項を申告すべき者として新たに女子が加えられた。申告令に該当する者は国家総動員法にもとづいて徴用されることもあり、部長会での発言はこれを反映していると考えられる。しかし、国民職業能力申告令における職業能力は主に工鉱業関係のものであり、該当する女子はほとんどいなかったと考えられる。ただし、これと関連して、一九三八年八月には、医師、薬剤師、看護婦に対して医療関係者職業能力申告令(勅令六〇〇号)が定められている。看護婦のほとんどが女子であったことを考えると、部長会での「微用令」云々の発言は、看護婦資格をもつ者を想定していたのかもしれない。

当時、この看護婦養成のための専門学校がひとつだけ

あった。それは、立教大学とも関係の深い聖路加国際病院と密接に関わる興健女子専門学校(一九四一年七月、聖路加女子専門学校から改称)である。また、当時は聖路加国際病院の協力のもとで、医学部の設置が申請されていた時期でもある。このことから、部長会における発言は、興健女子専門学校卒業生の受け入れを想定している可能性がある。

ただし、旧制大学の女子入学資格について検討した先行研究⁹³によれば、女子の私立大学学部入学資格に関する文部省の認可基準は、高等学校高等科の教育水準であった。そのため、家政系や医歯学・薬学系などの学校・学科は指定されていない。

実際問題として、卒業生が学部への入学を認められる女子専門学校のほとんどは、先に述べたような英語や国語の中等教員無試験検定の許可学校に該当する。これらの卒業生が無試験検定の特典を得るために大学に入学するということは考えにくい。また、「微用令」との関係で考えられる看護系の専門学校であった興健女子専門学校が指定校として認可される可能性は、ほとんどなかったのである。

さらに米田俊彦によれば、一九三〇年代から四〇年代前半にかけての大学への女子の入学志願者数と入学者数は、全体としては志願者・入学者ともに全大学入学者数

の1%にも及ばず、また大学教育を目指していた日本女子大学校本科や神戸女学院大学部、東京女子大学大学部の入学者もほとんどいなかった。その意味では、女子の高等教育に対するニーズは十分に高まっていなかったのである⁵⁴⁾。

おわりに

戦前期の立教大学では、「選科生」として女子の入学を認めたものの、学部に入學することを認めるまでにはいたらなかった。しかし、この構想には他の大学にみられない特徴がみられる。以下、立教大学における女子入学構想の特徴についてまとめておきたい。

第一に、その端緒についてである。一九四一年に發議された立教大学における女子への門戸開放は、学部への入学を前提として検討されたものであった。他の大学が女子の学部入学を認めるにあたっては、大学首脳陣の意向や専門学校時代から女子聴講生を認めているなどの前提となる条件があったのに対し、立教大学の場合は文学部の一教授の發議によるものであった点が特徴的である。

第二に、学内情勢との関係についてである。一教授の發議が、学内で受け止められ、検討されるにいたったのは、当時の文学部の学生数の少なさ・定員充足率の低さ

が問題とされていたことと無関係ではない。加えて、修業年限の臨時短縮が実施され、授業料収入の減少への対応が課題となっていた当時あって、女子の入学を認めることは、学生を確保し、授業料収入を増加させる機能を果たすものであった。これらの要因が女子の入学を学内で受容する条件となつたと考えられる。このことは他の大学にはみられない特徴である⁵⁵⁾。

第三に、女子学生が入学する見通しである。部長会では、教員資格と「徴用令」との関係で需要があるとの見解があつた。しかし、現実問題として、これらのメリツトは少なかつた。また、一九四二年度より女子「選科生」の受け入れが実施されたが、これに応募し、在學する者がいなかつたことも、大学教育に対する女子のニーズが低かつたことを示している。その意味で、女子入学に対する見通しは甘かつたといつてよい。

最後に課題について述べておきたい。女子入学構想をめぐる資料は学内にほとんど残されていない。この状況を改善するためにも、関連資料の發掘がなされなければならない。

注

(1) 立教学院八十五年史編纂委員編『立教学院八十五年史』学校法人立教学院事務局、一九六〇年。海老沢

有道編『立教学院百年史』学校法人立教学院、一九七四年。立教学院百二十五年史編纂委員会編『立教学院百二十五年史』資料編第1巻〜第5巻、一九九六年〜二〇〇〇年。

(2) 米田俊彦『教育審議会の研究 高等教育改革』野間教育研究所紀要第四三集、野間教育研究所、二〇〇二年、五三八〜五三九頁。

(3) 高橋（湯川）次義「旧制大学における女子入学に関する一研究―入学資格の分析を中心として―」『人文学会紀要』第二〇巻、国士舘大学文学部、一九八八年。

(4) 同志社社史史料編集所編『同志社百年史』通史編一、同志社、一九七九年、七八九頁〜八一二頁。

(5) 明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第四巻（通史編二）、明治大学、一九九四年。

(6) 龍谷大学三百五十年史編纂委員会編『龍谷大学三百五十年史』通史編上巻、龍谷大学、二〇〇〇年、六一六頁〜六二三頁。

(7) 東洋大学百年史編纂委員会・東洋大学井上円了記念学術センター編『東洋大学百年史』通史編I、東洋大学、一九九三年、七四三頁〜七七三頁。

(8) 高橋（湯川）次義「早稲田大学における女子入学許可の経緯―大正八年から昭和二十年に至るまで―」

『早稲田大学史記要』第八号、一九七五年。

(9) 『文学部教授会記録 自昭和十六年五月至昭和十八年一月―教授会成立ヨリ文学部閉鎖ニ至ル』立教大学立教学院史資料センター所蔵。教授会は専任教授を以て組織され（教授会規定第一条）、学長は随時臨席し発言することができた（第四条）。なお、第四回教授会の出席者は小林学部長、菅、飯田、牛島、鬼頭、十河、手塚の七名、欠席者は富田および遠山学長であった。

(10) 前掲『文学部教授会記録』。第五回教授会の出席者は小林学部長、菅、飯田、鬼頭、十河、須貝、牛島、富田、手塚の全八教授であり、学長は欠席であった。

(11) 『遠山日誌』立教学院史資料センター所蔵、一九四一年十一月七日の条。

(12) 『遠山日誌』一九四一年十一月十一日の条。

(13) 『部長会記録』立教学院史資料センター所蔵。

(14) 『遠山日誌』一九四一年十一月十九日の条。

(15) 『遠山日誌』一九四一年十二月十二日の条。「一覧No. 33」は、学則中の選科生に関する規定が『立教大学一覽』三三頁に掲載されているという意味。なお、女子の聴講生・選科生の受け入れにあたっては、学則上に女子の資格を明記した大学と明記しない大学とがあり、私立大学の場合は前者がほとんどであっ

た(湯川次義「我が国における女子への大学の門戸開放―一九一八年以降の生徒としての開放―」『教育学論叢』第十七号、国士館大学、一九九九年十二月)。学則に明記せずに入受が認められた立教大学は例外的な事例といえる。

(16)前掲『文学部教授会記録』。

(17)『立教大学新聞』一九四二年二月一日付。

(18)『遠山日誌』一九四二年十二月十六日の条。

(19)慶應義塾編『慶應義塾百年史』下巻、慶應義塾、一九六八年、六〇頁。

(20)前掲『文学部教授会記録』。

(21)菅岡吉履歴、立教学院史資料センター所蔵。

(22)『日本女子大学学園事典』日本女子大学、二〇〇一年、一一二頁。

(23)立教大学では大正十三年三月三十一日に認可された学則変更によって「選科生」制度が設けられた(それ以前は「傍聴生」であった)。

(24)前掲『教育審議会の研究 高等教育改革』五三五頁。

(25)前掲『教育審議会の研究 高等教育改革』五三七頁。

(26)たとえば、一九四二年三月九日発専二二九九号や一九四三年四月二十八日発専二二七号。

(27)「財団法人立教学院第四十六回理事会記録」『財団法人立教学院理事会記録』立教学院史資料センター

所蔵。

(28)ただし、一九四二年八月、立教大学は臨時短縮すべき学生生徒の授業料増徴が認められ、年間授業料を通常の授業料の一二分の一〇とした(「在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ伴フ授業料増徴ノ件」、『学則、規則に関する許認可文書・大学』「立教大学」所収、国立公文書館所蔵)。

(29)『遠山日誌』一九四二年四月九日の条。

(30)松平惟太郎「聖公会神学院史」(『神学の声』第三巻第一号、一九五六年六月所収)。なお、当時の聖公会神学院で女子が学ぶための身分としては「選科生」と「聴講生」の二種類があった(「聖公会神学院学則」)。

(31)前掲『部長会記録』

(32)文部省大学学術局技術教育課編『専門学校資料(上)』大学資料第十四号、文部省、一九五六年。

(33)前掲「旧制大学における女子入学に関する一研究―入学資格の分析を中心として―」。

(34)前掲『教育審議会の研究 高等教育改革』五三六頁～五四四頁。

(35)なお、慶応大学も学生数の減少に関連して女子の入学が検討されたようである(前掲『慶應義塾百年史』下巻、六〇頁)。